

## 石岡市立南小学校PTA慶弔規程

第1条 この規程を受ける者は、次の通りとする。

- (1)本校PTA会員(配偶者も含む)
- (2)本校児童

第2条 会員が結婚した場合は、祝金5,000円を贈る。

第3条 会員及びその配偶者、児童が死亡した場合は、香料10,000円と花輪を贈り、代表者が会葬する。

第4条 会員がPTA活動中に障害により2週間以上入院をした場合、見舞金5,000円を贈る。

第5条 (削除)

第6条 (削除)

第7条 以上に規定する以外については、役員会が決定し運営委員会に報告する。

第8条 返礼は口頭または文書以外では受け取らない。

第9条 この規程は運営委員会の協議で改正することができる。

### <付記>

- 1 この規程は昭和57年4月25日から施行する。
- 2 平成11年4月17日、第5条・第6条を削除する。

## 石岡市立\_\_\_\_\_小学校PTA弔意規程

第1条 この規程を受ける者は、次の通りとする。

- (1) 本校PTA会員（配偶者も含む）
- (2) 本校児童

第2条 会員及びその配偶者、児童が死亡した場合は、香料10,000円と花輪を贈り、代表者が会葬する。

第3条 前条に規定する以外については、役員会が決定し運営委員会に報告する。

第4条 返礼は口頭または文書以外では受け取らない。

第5条 この規程は運営委員会の協議で改正することができる。

### <付記>

- 1 この規程は令和6年4月1日から施行する。